（変更の認定）

第四十条の八の三　法第百十六条の二第六項において読み替えて準用する同条第三項の申請書は、様式第三十八の三の三によるものとする。

2　総務大臣は、法第百十六条の二第五項の変更の認定に係る申請をした認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであると認めるときは、変更の認定をするものとする。

（軽微な変更）

第四十条の八の四　法第百十六条の二第五項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲を縮小するものとする。

（変更の届出）

第四十条の八の五　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、法第百十六条の二第七項の届出をしようとするときは、様式第三十八の三の四の届出書を提出しなければならない。

（廃止の届出）

第四十条の八の六　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第三十八の三の五の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会がその認定に係る業務を廃止したときは、法第百十六条の二第一項の認定は、その効力を失う。

3　総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（特定会員名簿の縦覧）

第四十条の八の七　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会は、その特定会員名簿を当該認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表しなければならない。

（帳簿）

第四十条の八の八　法第百十六条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百十六条の二第二項第一号の業務に係る次に掲げる事項

イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称

ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時

ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目

ニ　イの通信履歴の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称

ホ　ニの通知を行つた日時

二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項

イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称

ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時

ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目

ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要

ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要